

二九人、肋膜炎一、〇五一一人、心臟の器質的疾患一、〇一六人等主なるものである。

之を諸外國と比較すれば、佛蘭西に於ては下痢及腸炎に依る死亡が第一位を占め、畸形及先天性弱質が第二位であつて、我國と全く正反對である。第三位は我國の肺炎及氣管支肺炎であるに對し、佛國は其の他の呼吸器の疾患であり、第四位は共に腦膜炎である。特に佛國に於て多きは、傳染病と結核であつて、我國に比し比較的死亡者が多い。白耳義は殆んど我國の死亡原因の順位に等しいが、比較的高きは佛蘭西同様傳染病に依る死亡者である。

十七、生命表 人生僅か五十年、七十古來稀なりと謂はれるが、人の生命に關しては十七世紀の半ば頃、ジョン・ゲラウントに依つて始めて統計的に研究されて以來、ウキリアム・ベティー、エドモンド・ハレー等相繼いで研究の結果今日は各國とも國勢調査の實施後、國民全體に關する生命表を製表してゐる。

我國に於ても既に第四回の作成結果を公表してゐる。第一回及第二回は矢野恒太氏、第三回は拙者、第四回は齋藤齊氏何れも統計局の依頼に應じて作成したものである。茲には第四回の作成に係る局第四表中より最も利用の廣い種目を限つて、左に掲げることとする。

左表中**死亡率**とあるは、各滿歲毎の年齢別死亡率であつて、或る一定年齢の者が一年間に死亡する、平均の割合を謂ふのである。即ち一年の始めに於ける或る同一年齡の生存者を以て、一年間に死亡したる者を除した商である。換言すれば某歳の者が一年間生存するに平均有する死亡の危険の程度を示すものである。例へば十五歳の男の死亡率が〇・〇〇五九七であれば、十五歳の者が一年間生存して十六歳に到着する間に、各人の有する死亡危険は〇・〇〇五九七であるから、千人では五・九七即ち十五歳の者は一年間に千人に付六人弱の死亡者を出す程度の死亡危険である。

此の死亡率を零歳より順次眺めるならば、先づ第一に人間の出發點たる零歳に於ては、八十歳前後の高齡者の死亡率に

近く、一年間に千人中より百五、六十人の死亡者を出しつゝ、あることを見る。諸外國に於ては特殊の國を除いては、到底見ること能はざる程度の高死亡率である。

第二には其の後の死亡危険の減少は急角度であつて、男子は十一歳の千人中三人まで下降し、其の後上昇して十九歳を頂點として十一歳及三十二歳を兩脚とする、青春期の一波瀾を示す山を有し、三十三歳よりは年齢の進むにつれて弛張なく上昇するを見る。

第三には女子は十歳が最も安全なる年齢であつて、二十一歳を頂上として十歳及三十一、二歳を兩脚とする青春期の山を有する。唯男子と異なるは、四十一歳乃至四十三歳に於て更に一つの小波瀾を有する點である。之れ女子特有の生理的影響に依る死亡危険の動搖であらう。

第四には男女を比較するに、出發點に於ては女子低きも、二歳より男子を凌ぎ、青年の波瀾期に於て特に女子高く、四十二歳に至つて始めて其の高低位置を逆にし、高齡に及ぶのである。九十五歳以上は女子の方が高い。

最後に**厄年**の問題であるが、其の前後の年齢に於て特に高き結果を見ない。

平均餘命とあるは或る年齢のものが、其の全部死亡する迄に實際に生存した總年數を、最初の生存者數で除した商である。例へば三十五歳の男子の完全平均餘命は二八・八七年であるから、平均享年は六三・八七歳と謂ふことになる。此の命數に關しては折年餘命と稱するものもあるが、今日では本壽命を理想とする。

之を各歳に付て眺むるに、三歳を頂點として零歳及高齡者を兩脚として、一つの山型を爲してゐる。而して一歳を経過するに従つて、壽命は順次遞減すること當然であるが、其の減少は一年未滿であるから、年を重ねるに従つて享年は延長されることを見る。

第六十九表 生 (局 第)

年齢(x)	生存者(Lx)		死亡者(dx)		死亡率(qx)		平均餘命(e ⁰ x)	
	男	女	男	女	男	女	男	女
0歳	100,000	100,000	16,204	14,400	0.16204	0.14400	42.06	43.20
1 "	83,796	85,900	4,060	4,072	0.04845	0.04757	49.14	49.42
2 "	79,736	81,528	2,082	2,142	0.02611	0.02627	50.62	50.86
3 "	77,654	79,386	1,285	1,382	0.01655	0.01741	50.96	51.22
4 "	76,369	78,004	802	894	0.01050	0.01146	50.51	51.12
5 "	75,567	77,110	598	598	0.00704	0.00776	50.35	50.71
6 "	75,035	76,512	401	440	0.00534	0.00575	49.70	50.10
7 "	74,634	76,072	342	373	0.00458	0.00490	48.96	49.39
8 "	74,292	75,699	291	314	0.00392	0.00415	48.19	48.63
9 "	74,001	75,385	252	283	0.00341	0.00375	47.37	47.83
10 "	73,749	75,102	234	250	0.00317	0.00373	46.53	47.00
11 "	73,515	74,822	229	239	0.00307	0.00336	45.68	46.18
12 "	73,289	74,523	220	224	0.00314	0.00335	44.82	45.36
13 "	73,059	74,209	261	417	0.00357	0.00562	43.96	44.55
14 "	72,798	73,792	329	536	0.00452	0.00726	43.12	43.80
15 "	72,469	73,256	433	660	0.00597	0.00901	42.31	43.12
16 "	72,036	72,596	532	745	0.00736	0.01026	41.56	42.51
17 "	71,484	71,851	658	801	0.00920	0.01115	40.88	41.94
18 "	70,826	71,050	781	829	0.01082	0.01167	40.25	41.41
19 "	70,095	70,221	759	842	0.01083	0.01199	39.67	40.89
20 "	69,336	69,379	749	838	0.01080	0.01208	39.10	40.38
21 "	68,587	68,541	737	832	0.01060	0.01214	38.52	39.87
22 "	67,860	67,709	705	816	0.01029	0.01205	37.92	39.35
23 "	67,155	66,893	685	790	0.01020	0.01181	37.32	38.83
24 "	66,470	66,103	659	758	0.00991	0.01147	36.70	38.28
25 "	65,811	65,345	626	730	0.00951	0.01117	36.06	37.72
26 "	65,185	64,615	594	705	0.00911	0.01091	35.40	37.14
27 "	64,591	63,910	568	691	0.00879	0.01081	34.72	36.55
28 "	64,023	63,219	545	675	0.00851	0.01068	34.03	35.94
29 "	63,478	62,544	528	659	0.00832	0.01051	33.31	35.32
30 "	62,950	61,885	518	647	0.00823	0.01045	32.59	34.69
31 "	62,432	61,228	514	639	0.00823	0.01043	31.85	34.06
32 "	61,918	60,599	509	632	0.00822	0.01043	31.12	33.41
33 "	61,409	59,967	511	629	0.00832	0.01049	30.37	32.76
34 "	60,898	59,338	518	628	0.00842	0.01058	29.62	32.10
35 "	60,385	58,710	526	630	0.00871	0.01073	28.87	31.44
36 "	59,859	58,080	537	634	0.00897	0.01092	28.12	30.77
37 "	59,322	57,446	552	636	0.00931	0.01107	27.37	30.11
38 "	58,776	56,810	568	638	0.00963	0.01123	26.62	29.44
39 "	58,204	56,172	586	636	0.01007	0.01132	25.87	28.77
40 "	57,618	55,536	607	630	0.01053	0.01134	25.13	28.09
41 "	57,011	54,906	626	620	0.01098	0.01129	24.39	27.41
42 "	56,385	54,286	650	606	0.01153	0.01120	23.66	26.71
43 "	55,735	53,678	682	597	0.01224	0.01112	22.93	26.01
44 "	55,053	53,089	714	594	0.01297	0.01119	22.21	25.30
45 "	54,339	52,487	745	593	0.01371	0.01130	21.49	24.58
46 "	53,594	51,894	773	601	0.01442	0.01158	20.78	23.85
47 "	52,821	51,293	807	607	0.01528	0.01183	20.08	23.13
48 "	52,014	50,686	849	622	0.01632	0.01227	19.38	22.40
49 "	51,165	50,064	898	653	0.01755	0.01304	18.70	21.67
50 "	50,267	49,411	936	683	0.01862	0.01382	18.02	20.95
51 "	49,331	48,728	975	709	0.01976	0.01455	17.35	20.24

第四章 自然的人口動態調査の結果の說明

三七七

命 表 (自大正十年至同十四年) 四 表)

年齢(x)	生存者(Lx)		死亡者(dx)		死亡率(qx)		平均餘命(e ⁰ x)	
	男	女	男	女	男	女	男	女
52歳	48,356	48,019	1,016	733	0.02101	0.01526	16.69	19.53
53 "	47,340	47,286	1,074	757	0.02269	0.01601	16.04	18.82
54 "	46,266	46,529	1,127	795	0.02436	0.01709	15.40	18.12
55 "	45,139	45,734	1,186	841	0.02627	0.01839	14.77	17.43
56 "	43,953	44,893	1,254	886	0.02853	0.01974	14.16	16.74
57 "	42,699	44,007	1,325	937	0.03103	0.02129	13.56	16.07
58 "	41,374	43,070	1,395	985	0.03372	0.02287	12.98	15.41
59 "	39,979	42,085	1,461	1,030	0.03657	0.02447	12.41	14.76
60 "	38,517	41,055	1,506	1,084	0.03915	0.02640	11.87	14.12
61 "	37,009	39,971	1,552	1,136	0.04196	0.02842	11.33	13.49
62 "	35,456	38,835	1,597	1,203	0.04493	0.03068	10.80	12.87
63 "	33,863	37,632	1,647	1,272	0.04864	0.03330	10.29	12.26
64 "	32,216	36,360	1,701	1,337	0.05277	0.03677	9.79	11.67
65 "	30,516	35,023	1,741	1,393	0.05705	0.03977	9.31	11.10
66 "	28,775	33,630	1,764	1,447	0.06130	0.04303	8.84	10.54
67 "	27,011	32,183	1,781	1,505	0.06594	0.04676	8.38	9.99
68 "	25,230	30,678	1,808	1,575	0.07166	0.05134	7.94	9.46
69 "	23,422	29,103	1,831	1,638	0.07817	0.05628	7.52	8.94
70 "	21,591	27,465	1,831	1,691	0.08450	0.06157	7.11	8.44
71 "	19,760	25,774	1,802	1,728	0.09119	0.06704	6.72	7.96
72 "	17,958	24,046	1,769	1,760	0.09851	0.07319	6.35	7.50
73 "	16,189	22,286	1,724	1,784	0.10649	0.08005	5.99	7.05
74 "	14,465	20,502	1,666	1,796	0.11517	0.08760	5.64	6.62
75 "	12,799	18,706	1,593	1,793	0.12446	0.09585	5.31	6.21
76 "	11,296	16,913	1,507	1,773	0.13448	0.10483	4.99	5.82
77 "	9,699	15,140	1,406	1,738	0.14527	0.11480	4.69	5.44
78 "	8,290	13,402	1,301	1,683	0.15694	0.12558	4.40	5.08
79 "	6,989	11,719	1,183	1,610	0.16927	0.13738	4.13	4.74
80 "	5,806	10,109	1,061	1,519	0.18274	0.15026	3.87	4.41
81 "	4,745	8,590	935	1,411	0.19705	0.16426	3.62	4.11
82 "	3,810	7,179	806	1,288	0.21234	0.17941	3.39	3.82
83 "	3,001	5,801	686	1,155	0.22859	0.19606	3.17	3.54
84 "	2,316	4,736	589	1,013	0.24579	0.21339	2.96	3.28
85 "	1,746	3,723	467	868	0.26460	0.23315	2.77	3.04
86 "	1,284	2,855	365	725	0.28427	0.25394	2.58	2.81
87 "	919	2,130	280	589	0.30468	0.27653	2.41	2.60
88 "	639	1,541	266	462	0.32707	0.29981	2.24	2.40
89 "	430	1,079	161	352	0.35116	0.32623	2.09	2.21
90 "	279	727	104	257	0.37276	0.35351	1.95	2.04
91 "	175	470	70	179	0.40000	0.38085	1.81	1.88
92 "	105	291	44.8	120	0.42667	0.41237	1.69	1.73
93 "	60.2	171	27.3	75.9	0.45349	0.44386	1.57	1.60
94 "	32.9	95.1	15.9	45.4	0.48328	0.47739	1.46	1.47
95 "	17.0	49.7	8.68	25.4	0.51059	0.51107	1.37	1.36
96 "	8.32	24.3	4.50	13.3	0.54087	0.54733	1.27	1.25
97 "	3.82	11.0	2.19	6.42	0.57330	0.58364	1.18	1.15
98 "	1.63	4.58	0.982	2.84	0.60245	0.62609	1.09	1.06
99 "	0.648	1.74	0.411	1.142	0.63426	0.65632	0.99	0.98
100 "	0.237	0.598	0.1570	0.415	0.66624	0.69398	0.83	0.80
101 "	0.0791	0.183	—	0.1333	—	0.72842	—	0.77
102 "	—	0.0497	—	—	—	—	—	—

第三編 人口變動論

三七六

最初の二欄に在る生存者及死亡者は、男女各十萬人の初生児を探り、此の者が各年別の死亡率に依つて如何様に各歳死亡者を出して各歳の生存者が減少するかを示した、一つの指數表である。

例へば零歳の十萬人に零歳の男死亡率を乗ずれば一六、二〇四人の零歳死亡者を出し、一歳に到達し得る者は、八三、七九六となるが如きである。従つて死亡率の算出だに出来るならば、此の二欄は單に計算を以て作製し得るのである。又此の二欄に計算出来るならば完全平均餘命は容易に計算し得る。即ち零歳の命數計算に就いては最初の一年間に、一六、二〇四人死亡するから、死亡せざる者は八三、七九六である。此の者は各人も完全に一年間生存したから、最初の一年間に十萬人で生存した年數は八三、七九六である。次の一年間で四、〇六〇人死亡してゐるから、完全に生存した者は七九、七三六であつて、各人も一年間生存してゐるから、二年間で十萬人の者が生存した各人の總年數は八三、七九六及七九、七三六を合算した年數である。斯く考ふるならば八三、七九六以下の全人員を合計すれば、十萬人の者が全部死亡する迄に、生存した總年數を得て、それを十萬人で除せば零歳の男壽命として四一・五六年となる。之に途中死亡した者は平均半ヶ年分生存したと考へ、半歳を加ふれば、四二・〇六歳を得るのである。

第五節 死 産

一、死産數 死産統計は、他の人口動態統計に比して、調査公表してゐる國が少い。而して其の件數は、又他の統計と異なつて、人口増加に伴ひ、自然増加する傾向は認められず、寧ろ多くの國は漸減しつゝある。

我國の死産統計を累年に見るに、調査開始當時の十三年後半期には、僅かに八、九二一件に過ぎなかつたが、漸次増加して、明治十九年には五八、三五〇件となり、二十五年には十萬臺を突破し、遂に四十一年には最高一六二、六七六件の

第一表 我國累年死産數

年次	死産數	年次	死産數
明治十三年(七月乃至二月)	8,921	同 同 同 同 同	162,676
同 同 同 同 同	30,079	同 同 同 同 同	161,576
同 同 同 同 同	30,733	同 同 同 同 同	157,392
同 同 同 同 同	33,045	同 同 同 同 同	155,319
同 同 同 同 同	58,350	同 同 同 同 同	147,545
同 同 同 同 同	60,865	同 同 同 同 同	147,769
同 同 同 同 同	77,495	同 同 同 同 同	145,692
同 同 同 同 同	85,251	同 同 同 同 同	141,301
同 同 同 同 同	91,752	同 同 同 同 同	139,998
同 同 同 同 同	91,389	同 同 同 同 同	140,328
同 同 同 同 同	105,552	同 同 同 同 同	142,507
同 同 同 同 同	108,871	同 同 同 同 同	132,939
同 同 同 同 同	113,168	同 同 同 同 同	144,038
同 同 同 同 同	117,215	同 同 同 同 同	138,301
同 同 同 同 同	127,213	同 同 同 同 同	132,244
同 同 同 同 同	130,237	同 同 同 同 同	133,863
同 同 同 同 同	125,841	同 同 同 同 同	125,839
同 同 同 同 同	135,727	同 同 同 同 同	124,403
同 同 同 同 同	137,987	同 同 同 同 同	124,038
同 同 同 同 同	155,489	同 同 同 同 同	116,922
同 同 同 同 同	157,708	同 同 同 同 同	120,191
同 同 同 同 同	153,920	同 同 同 同 同	116,971
同 同 同 同 同	147,058	同 同 同 同 同	117,730
同 同 同 同 同	142,092	同 同 同 同 同	116,509
同 同 同 同 同	149,731	同 同 同 同 同	119,579
同 同 同 同 同	158,814	同 同 同 同 同	114,138

第四章 自然的人口動態調査の結果の説明

三七九

多きに及んだ。爾來減少して昭和八年には一一四、一三八件を示してゐる。蓋し昔時上昇したるは、死産届出での正確に期し得べく、其の後の減少は死産に關する法規の徹底に依り、出生後間もなく死亡したる者を、死産兒として取扱ふことの減少したること及醫術の進歩に依り分娩時の危険減少したること、最も大なる原因なるべく、其の上公衆衛生の發達、道徳の進歩等に依ること、少からざるべしと思惟せらる。

古く十八世紀半ば頃より公表されてゐる瑞典、丁抹、諾威又は佛蘭西、獨逸等の統計を見るに、一八八〇年頃迄は、時に依り増減はあつたが徐々に増加してゐる。而して其の後は一定の歩調を以て下り、最高時の約半數を示してゐる。即

第四表 我國累年死産率 (人口千に付)

年次	死産率	年次	死産率
明治十三年(七月乃至十二月)	0.49	同 四十一一年	3.30
同 十四年	0.82	同 四十二二年	3.24
同 十五年	0.80	同 四十三三年	3.12
同 十六年	0.88	同 四十四四年	3.02
同 十七年	1.51	同 四十五五年大正元年	2.83
同 十八年	1.55	大正 二三年	2.79
同 十九年	1.95	同 三四年	2.71
同 二十年	2.12	同 四五五年	2.60
同 二十一年	2.26	同 五六六年	2.53
同 二十二年	2.24	同 五七七年	2.50
同 二十三年	2.56	同 七八八年	2.56
同 二十四年	2.63	同 七九九年	2.36
同 二十五年	2.70	同 八十年	2.57
同 二十六年	2.77	同 八十一一年	2.44
同 二十七年	2.97	同 八十二二年	2.29
同 二十八年	3.01	同 八十三三年	2.29
同 二十九年	2.87	同 八十四四年	2.13
同 三十年	3.07	同 八十五五年	2.08
同 三十一年	3.08	同 八十六六年	2.05
同 三十二年	3.42	同 八十七七年	1.91
同 三十三年	3.43	同 八十八八年	1.93
同 三十四年	3.30	同 八十九九年	1.86
同 三十五年	3.12	同 九十〇年	1.83
同 三十六年	2.98	同 九十一年	1.78
同 三十七年	3.11	同 九十二年	1.80
同 三十八年	3.26	同 九十三年	1.70

第四章 自然的人口動態調査の結果の説明

我國の死産率を府縣別に見ると、秋田(二・二八)、岩手(二・二七)、埼玉(二・二四)、栃木(二・二二)、奈良(二・一七)、茨城(二・一四)、群馬(二・〇一)、青森(二・〇〇)方面に常に高く、沖縄(〇・〇一)、熊本(〇・九九)、鹿児島(一・一七)、山口(一・二八)、長崎(一・三三)方面に常に低い。

第二、出生に對する死産率 昭和八年我國の出生は二、二二、二五三人にして、死産は一、四、一三八件であるから出生百に付死産は五・四の割合である。之を既往に遡つて見るに、出生は徐々に増加し、死産は反對に漸減しつゝあるから、此の割合は逐年減少してゐる。即ち明治三十二年には九・八%、同四十二年には

第三表 各國累年死産率 (人口千に付)

年次	日本	朝鮮	臺灣	樺太	關東州	英吉利	伊太利	洪牙利	奧地利	希臘
1891—1900	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1901—1910	3.2	—	0.8	—	—	0.1	1.5	0.7	1.0	—
1911—1913	2.7	0.3	1.7	—	0.5	0.1	1.4	0.7	—	—
1914—1918	2.6	0.3	1.9	—	0.5	—	1.1	0.9	—	—
1919—1920	2.5	0.3	1.9	—	0.4	—	1.2	0.8	—	—
1921—1930	2.1	0.2	1.7	2.2	0.4	—	1.2	0.8	0.6	0.3
1931	1.8	0.2	1.6	2.1	0.4	—	0.9	0.7	0.4	0.4
1932	1.8	—	—	1.9	0.4	—	—	—	—	—
1933	1.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—

年次	瑞典	諸威	獨逸	佛蘭西	白耳義	和蘭	丁抹	西班牙	芬蘭	瑞西	葡萄牙	ウルクアイ
1751—1760	0.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1761—1770	0.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1771—1780	0.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1781—1790	0.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1791—1800	1.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1801—1810	0.8	0.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1811—1820	0.8	0.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1821—1830	0.9	1.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1831—1840	1.0	1.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1841—1850	1.0	1.3	1.5	1.0	1.3	1.7	1.4	—	—	—	—	—
1851—1860	1.1	1.4	1.5	1.1	1.4	1.8	1.5	—	—	—	—	—
1861—1870	1.1	1.2	1.6	1.2	1.5	1.9	1.2	0.5	1.1	1.1	—	—
1871—1880	0.8	1.2	1.6	1.2	1.5	2.0	1.1	—	1.1	1.1	—	—
1881—1890	0.8	0.9	1.5	1.2	1.5	1.8	0.8	—	1.0	1.1	—	—
1891—1900	0.7	0.8	1.2	1.1	1.4	1.6	0.8	—	0.9	1.0	0.3	0.8
1901—1910	0.7	0.7	1.1	1.0	1.2	1.2	0.7	0.9	0.8	0.8	0.5	—
1911—1913	0.6	0.6	0.8	0.9	1.0	1.1	0.6	0.8	0.7	0.8	1.1	—
1914—1918	0.5	0.6	0.6	0.6	—	1.0	0.6	0.8	0.7	0.6	1.3	0.9
1919—1920	0.5	0.5	0.7	0.8	1.0	1.0	0.6	0.8	0.6	0.6	1.4	—
1921—1930	0.4	0.5	0.7	0.7	0.9	1.7	0.5	0.9	0.5	0.5	1.4	—
1931	* 0.4	0.4	0.5	0.7	0.8	0.6	0.4	* 0.9	—	0.4	1.4	0.8
1932	—	—	—	—	—	—	0.4	—	—	—	—	—

*は一九三〇年

臺灣の一・六等である。此の外葡萄牙の一・四、伊太利及西班牙の〇・九、白耳義及ウルクアイの〇・八等高さ部類である。又朝鮮の〇・二、關東州、希臘、丁抹、瑞西、奧地利、瑞典及諸威の各〇・四等は低き部類である。

我國の死産率高きは有名なる事實にして、明治十三年には僅かに〇・五であつたが、漸増して十九年には一以上となり、二十二年よりは更に二以上となり、三十年よりは大体三以上にして、其の間三十四、五年には三・四の高率を示したこともあつたが、爾來方向を轉じて減少し始め、大正元年よりは二臺となり、昭和二年よりは實に一臺に低下し、今日に及んでゐる。されど尙世界に類例を見ざる高率である。

第三編 人口變動論

第五表 我國府縣別死産數及死産率 (昭和八年)

府	縣	死産數	死産率 (人口千に付)	府	縣	死産數	死産率 (人口千に付)
石川縣	縣	1,286	1.69	石川縣	縣	1,286	1.69
石川縣	縣	1,330	1.66	石川縣	縣	1,330	1.66
石川縣	縣	3,266	1.65	石川縣	縣	3,266	1.65
石川縣	縣	1,964	1.63	石川縣	縣	1,964	1.63
石川縣	縣	1,015	1.61	石川縣	縣	1,015	1.61
石川縣	縣	4,350	1.60	石川縣	縣	4,350	1.60
石川縣	縣	1,365	1.59	石川縣	縣	1,365	1.59
石川縣	縣	1,198	1.59	石川縣	縣	1,198	1.59
石川縣	縣	9,464	1.59	石川縣	縣	9,464	1.59
石川縣	縣	2,578	1.57	石川縣	縣	2,578	1.57
石川縣	縣	1,862	1.57	石川縣	縣	1,862	1.57
石川縣	縣	2,651	1.53	石川縣	縣	2,651	1.53
石川縣	縣	4,533	1.51	石川縣	縣	4,533	1.51
石川縣	縣	1,109	1.51	石川縣	縣	1,109	1.51
石川縣	縣	1,755	1.50	石川縣	縣	1,755	1.50
石川縣	縣	1,417	1.47	石川縣	縣	1,417	1.47
石川縣	縣	1,000	1.44	石川縣	縣	1,000	1.44
石川縣	縣	1,144	1.44	石川縣	縣	1,144	1.44
石川縣	縣	1,005	1.42	石川縣	縣	1,005	1.42
石川縣	縣	1,698	1.33	石川縣	縣	1,698	1.33
石川縣	縣	1,489	1.28	石川縣	縣	1,489	1.28
石川縣	縣	1,879	1.17	石川縣	縣	1,879	1.17
石川縣	縣	1,370	0.99	石川縣	縣	1,370	0.99
石川縣	縣	3	0.01	石川縣	縣	3	0.01

第六表 我國累年死産率 (出生百に付)

年次	死産率	年次	死産率
明治	9.8	昭和	7.7
同	9.7	同	8.0
同	10.4	同	7.5
同	10.4	同	7.1
同	10.3	同	6.9
同	10.2	同	6.7
同	9.8	同	6.6
同	10.7	同	6.3
同	9.8	同	6.0
同	9.8	同	5.9
同	9.5	同	5.7
同	9.2	同	5.6
同	8.9	同	5.6
同	8.5	同	5.6
同	8.4	同	5.5
同	8.1	同	5.5
同	7.9	同	5.4
同	7.8	同	5.4

第七表 各國死産率 (出生百に付)

國名	年次	死産率	國名	年次	死産率
日本	1933	5.4	智利	1929	3.4
朝鮮	1931	0.6	同	1929	3.4
臺灣	1930	3.5	同	1930	3.3
滿洲	1930	5.6	同	1931	3.2
東亞	1931	1.4	同	1931	3.2
菲律賓	1930	4.3	同	1932	3.0
英屬	1931	4.3	同	1931	2.9
荷屬	1930	4.1	同	1931	2.8
日屬	1932	3.8	同	1930	2.8
爪哇	1929	3.6	同	1929	2.8
印度	1932	3.6	同	1929	2.7
暹羅	1932	3.6	同	1932	2.6
暹羅	1932	3.6	同	1932	2.6

九・五%、大正七年には八・〇%であり、十二年には六・六%であつた。
 諸外國の状況を見るに、何れも我國よりは低い。英克蘭威爾斯及葡萄牙の四・三、白耳義の四・一、佛蘭西の三・八、伊太利及ウルグアイの三・六等は高き國であり、ブルガリア及埃及の〇・七、希臘の一・一、羅馬尼亞の一・九等は低い國である。

三、死産と男女 死産兒中には、男女の性区分不可能のものがあるので、之を除けば出生に比し男が女に超過する割合が高い。出生に在りては男が一割以上女を超過する國殆んど無かりしも、死産に在りては逆に二割以下の國が少ない。我國昭和八年の統計に依れば、女百に付男二〇・五にして、世界稀に見る男超過の少い國である。男の超過多きは

第八表 各國各期男女別死産數及回割合

年次	日		本		伊		大		利		瑞		西		羅		英		州		國		瑞		地		利		丁		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
1871-1875																															
1876-1880																															
1881-1885																															
1886-1890																															
1891-1895																															
1896-1900																															
1901-1905																															
1906-1910																															
1911-1915																															
1916-1920																															
1921-1925																															
1926-1930																															
1931-1935																															
1936-1940																															
1941-1945																															
1946-1950																															
1951-1955																															
1956-1960																															
1961-1965																															
1966-1970																															
1971-1975																															
1976-1980																															
1981-1985																															
1986-1990																															
1991-1995																															
1996-2000																															
2001-2005																															
2006-2010																															
2011-2015																															
2016-2020																															
2021-2025																															
2026-2030																															
2031-2035																															
2036-2040																															
2041-2045																															
2046-2050																															
2051-2055																															
2056-2060																															
2061-2065																															
2066-2070																															
2071-2075																															
2076-2080																															
2081-2085																															
2086-2090																															
2091-2095																															
2096-2100																															

ブルガリア一五六・一、西班牙一四二・五、埃及一四一・一、埃地利一四〇・四であるが、其の割合低きは諾威一一三・一、瑞西一一七・九、新西蘭一一九・〇等である。

之を累年に見るときは我國の如く大體増加の傾向にある國少く、寧ろ男女の開きを縮めつゝあるものゝ如きも、年に起伏ありて、其の状態明白でない。

四、死産と身分 我國昭和七年の死産兒は、公生たる嫡出子九六、〇二六、私生たる庶子四、三四八、私生子一九、一八五にして、其の割合公生八割私生二割である。而して年々公生の割合増加すること、出生と異なる所がない。出生に於ては公生が九割以上を占めてゐるので、死産には私生の方が比較的多いと謂へる。

又身分別に男女の割合を見るに、女百に付男公生二〇・八、私生一一六・一であつて、共に男が超過し、而も其の程度は出生に比して遙かに高い。特に公生に於ける男の超過が目立つてゐる。即ち死産には男子多きことを知るのである。

第九表 我國男女及身分別死産數並比例(昭和三年及同七年)

年次	嫡出		不詳		私生		總數	
	男	女	男	女	男	女	男	女
昭和三年	52,480	43,287	330	121.2	2,014	1,636	14	124.9
同 七年	52,331	43,336	359	120.8	2,482	1,914	12	126.5

諸外國の統計を見るに、埃地利に在りては公生七割、私生三割にして、私生の割合最も高く、我國の二割之に亞いで高く、瑞典の一分八分、チェッコの一分七分、獨逸及羅馬尼亞の各一分六分、芬蘭の一分五分等常に高き國である。其の他

第十表 各國者別死産数及比例(比例は死産總數百中)

年次	日		本		伊		太		利		瑞		西		瑞		典		諸		威		英	
	公	私	公	私	公	私	公	私	公	私	公	私	公	私	公	私	公	私	公	私	公	私	公	私
1881—1890	—	—	—	—	35,649	3,877	3,008	298	3,249	636	1,562	203	59,092	7,761	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1891—1900	98,735	26,205	41,705	3,976	3,816	298	3,724	636	3,024	1,488	1,160	194	56,207	7,005	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1901—1910	92,455	22,042	42,550	3,287	3,517	132	3,724	515	2,210	507	1,160	130	34,416	6,052	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1911—1920	96,026	23,533	33,279	2,547	1,488	110	2,210	477	2,128	477	1,151	122	26,998	5,133	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1921—1930	80,322	19,698	33,178	2,290	1,500	6.83	2,128	18.31	2,128	18.31	1,151	9.65	26,998	5,133	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1931—1940	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1941—1950	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1951—1960	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1961—1970	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1971—1980	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1981—1990	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1991—2000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1991—1999	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1999	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1999	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

○は一九二八年 ×は一九二九年 *は一九三〇年 △は一九三一年 *は一九三二—三〇年
 の國は何れも公生八割八分以上にして、和蘭及希臘の九割八分、ブルガリアの九割六分、新西蘭及加奈陀の九割五分等公生の多き國である。

五、死産と季節 我國死産の届出でを月別に見るときは、出生同様定型を認める。即ち一月に最も高く、其の後は六月の最低に到るまで一様に低下し、七月より再び上昇して十二月に至る一つのU形を爲してゐる。但し時としては三月が一月を凌ぐこと、又は十一月が十月より却つて低きこと等がある。而して死産は出生の如く人為的に依りて左右さるゝ虞がないので、各月高低移行の経過が頗る緩かである。

昭和七年に於ける我國の死産月別の状態は、一月最も多く、爾後三月の一月を凌ぐ例外を除きては、六月に至るまで逐次減少し、七月よりは方向を轉じ十一月の十月より低きことを除きては十二月まで上昇して、一月の最高に連絡してゐる而して一月より三月及十月より十二月の年の前後各三ヶ月に於て、平均以上の山にして年中が平均以下の谷である。

諸外國の統計を見るに、佛、獨に在りては一—三月が最高にして、八、九月頃まで低下し、爾後上昇する大體の型を有する。而して年の前半が平均以上で、後半が平均以下である。又白耳義も稍々之に近似する型を有してゐる。然るにウルグアイに在りては前二者と異なり、七月以降の年の後半に於て平均以上にして、前半が平均以下である。而して一月より四月まで下り、爾後大體に於て上昇し、七月よりは平均以上となる型である。各國に於ける此の形狀を出生の型に比較するときは夫々興味ある結果を見るであらう。

六、死産と懷孕月數 我國死産を受胎後分娩に至る迄の月數に依り分てば、月數の重なるにつれて増加し、懷孕九ヶ月に於て最高に達し、十ヶ月以上に於て急減する一つの定型を有する。昭和七年の事實に依れば、十ヶ月以上の死産二〇〇〇件を除き、九ヶ月の四三、五三〇最も多く、三割六分以上を占めてゐる。八ヶ月の一割七分、七ヶ月の一割五分等順次下降して、五ヶ月未満の九分と云ふ最低に達する。更に之を公生、私生に分てば八ヶ月以上に於ては公生の方其の割合多く、七ヶ月以内に於ては各月とも私生の方が多し。

第十一表 各國月別死産數及月別比例 (比例は一年平均一日の死産千に付各月平均一日の死産割合)

Table with columns for Country (利太伊, 西蘭, 日木, 白耳義, 瑞西, ウルグアイ, 洪牙利), Year (1920, 1931), and Month (一月 to 十二月). It contains numerical data for birth counts and ratios.

外國に於ては此の種の統計頗る少く、今佛蘭西の統計を見るに死産の認定上六ヶ月以上を取り、八ヶ月未滿を一括して發表してゐるので、月數を三つに區分するに過ぎない。之に依るとき

第十二表 我國及佛蘭西懷孕月數別死産數及比例

Table with columns for Country (日本, 佛蘭西), Year (1932, 1929), and Gestational Month (五ヶ月未滿, 五ヶ月, 六ヶ月, 七ヶ月, 八ヶ月, 九ヶ月, 十ヶ月以上). It includes data for total deaths, public deaths, and private deaths.

は九ヶ月の死産が過半を占めてゐる。

七、母の年齢と死産 死産を母の年齢別に研究することは、興味ある問題であるが、之が公表を爲せる國は誠に少い。今佛蘭西、加奈陀及新西蘭の三ヶ國の統計を得たので、是より觀察するときは、何れも二十五歳乃至三十歳の母が最高を示してゐる。二十歳乃至四十歳の母を合算すれば、總死産の八割以上を占めてゐるのである。

八、死産と都鄙 我國に於ては大體死産の割合は都市に低く、町村に高い。即ち昭和八年に於ける我國都鄙別死産率を見るに、町村に在りては一・七〇最も高く、六大都市の一・六九之に亞ぎ、全都市の一・六八最も低い。

又更に之を身分別に觀察するときは、都市には私生の割合高く、町村には公生の割合が多い。即ち昭和七年の事實に於て、人口十萬以上の大都市に於ける公生、私生の割合は、七割二分對二割八分なるに對し、人口十萬以下の市町村に於ては八割二分對一割八分である。

第十三表 各國母の年齢別死産數及比例

母の年齢	新西蘭 (1930)										私生
	公數	父の年齢(公生)									
		21歳未満	21—25	25—30	30—35	35—40	40—45	45—50	50—65	65歳以上	
總數	849	5	65	175	181	136	107	71	45	2	62
21歳未満	60	4	23	8	2	—	—	—	—	—	23
21—25	132	—	29	62	21	5	1	1	—	—	13
25—30	221	—	12	88	75	21	8	3	1	—	13
30—35	166	1	1	13	63	43	19	13	7	—	6
35—40	163	—	—	4	16	57	46	24	11	1	4
40—45	92	—	—	—	4	10	32	23	20	—	3
45歳以上	15	—	—	—	—	—	1	7	6	1	—
母の年齢	佛蘭西 (1929)		加奈陀 (1930)								
	死産數	總數千中	死産數	總數千中							
總數	25,417	1,000.0	7,707	1,000.0							
15歳未満	12	0.5	2	0.3							
15—19	1,504	59.2	466	60.5							
20—24	6,036	237.5	1,596	207.1							
25—29	6,531	256.9	1,732	224.7							
30—34	5,285	207.9	1,559	202.3							
35—39	3,817	150.2	1,362	176.7							
40—44	1,783	70.1	721	93.5							
45—49	215	8.5	110	14.3							
50歳以上	9	0.4									
不詳	225	8.8	159	20.6							

(註) 新西蘭の數字は十六件の複死産を各一件とす

第十四表 我國累年都鄙別死産率 (人口千に付)

年次	都		市		町	
	公數	私生	公數	私生	公數	私生
明治四十二年	—	—	—	—	—	—
大正八年	—	—	1.8	1.8	2.4	2.3
昭和五年	—	—	1.8	1.8	2.5	2.5
同六年	—	—	1.8	1.8	—	—
同七年	—	—	1.6	1.5	1.9	1.9
同八年	—	—	1.68	1.69	1.70	1.70

第十五表 各國都鄙別死産率 (人口千に付)

國名	年次	都	鄙
日本	1933	1.7	1.7
羅馬尼亞	1930	1.0	0.4
瑞西	1932	0.3	0.5
丁抹	1930	0.4	0.4
諸國	1931	0.3	0.5

第十六表 我國都鄙及身分別死産數並比例 (昭和三年及同七年)

都鄙及身分	人口十萬以上の大都市				人口十萬以下の市町村							
	死産數	總數	比例	死産率	死産數	總數	比例	死産率				
昭和三年	11,926	281	48.95	69.7	1.7	28.6	84,171	3,413	15,496	81.7	3.3	15.0
同七年	16,438	463	6,053	71.6	2.0	26.4	79,588	3,885	13,132	82.4	4.0	13.6

第五章 疾病

疾病に關する記録は死亡と同様公衆衛生上、又保健問題上、頗る重要であるのみならず、各種疾患の危険率を知ること、又疾病保險の基本資料ともなるものである。死亡統計は單に死亡したる場合のみの記録に過ぎないから、致命的の一部分の疾患に限らるゝ。従つて其の流行を過去の歴史として知るに過ぎずして、衛生關係者に取り其の豫防の手段は、勿論流行の経路防壓の方法を、充分に講ずること能はざるの狀態である。之に反して疾病統計は凡ゆる疾患の場合を記録し得るから、各種疾患の危険率を知り、其の流行傳染の方向、疾病の経路、餘後の狀態をも知ることが出来る。

一八七四年既にレイオン博士は曰く「死亡記録は難破船の岸に打上げられた破損物其の儘を記録するに過ぎない。大波の如く押し寄せ来る疾患に依り、のた打ち廻りつゝある船舶には無關係であるから、再發する嵐の爲に痛み傷つくのである。若し疾患の記録にあらば、来るべき嵐を豫知し、是より逃れしむべく、船舶を避難せしむることが出来る」と、誠によく其の間の事情を穿てる金言である。

世の中に疾病の存在することは、二つの意味で幸福と繁榮とに影響して来る。即ち人の勞働を不能ならしむるか、又は勞働を一時的に奪ふことである。斯くて時と生産力とを失はしむる原因となる。其の結果は死となり、人生を早めしむることになる。斯く重要性を有するに拘らず、疾病統計は誠に不完全なものである。

疾病と死亡との關係を一定の比率にて押し通すことは危険である。一定の流行病の死亡率は、事情の異なるに依つて其の相違も亦甚だしい。疾患率の高きものも、屢と死亡率の低きことがある。又コレラの如きは流行の始期よりも、末期に向ふに従ひ死亡率が低下する。従つて死亡表のみより誘導したる結論は、流行の減少を過大ならしむる虞がある。又猩紅熱は場所に依り、時期に依り、死亡率に多大の開きがある。死亡統計は生命を絶ちたるものに付ては知悉し得るも、死に至らざる通常の疾患に對する大集團に對しては、何等觸るゝ所がない。公衆保健衛生の見地よりすれば、疾患は死亡よりも寧ろ重要である。一地方の繁榮に及ぶ影響にしても、死亡より疾患の量と繼續期間とを知ることが肝要である。チャルス・ヂッケンス氏は「何れ来るべき一死亡の日時を知るよりも、生活中其の前後にある重なる疾患五十種の危険率を知ることが必要である。吾人は死亡表と共に、疾病表をも所有せねばならぬ」と云つてゐる。それ故に少くとも重要な疾患に付ては、其の統計の必要なること多言を要しない。

我國に於ける疾病統計は特種階級のものを除き、國民全般に亘るものとしては、内務省訓令内務報告例中第三九傳染病月表に依るものゝみである。即ちコレラ、赤痢（疫痢を含む）、腸チフス、バラチフス、痘瘡、發疹チフス、猩紅熱、チフテリア、流行性腦脊髄膜炎、ペストの十種に關する疾病に付ては、毎月發生の患者、其の月に於て疑似症患者の眞症と決定したる者、病原體保有者の發病したる者及其の月に於ける死者を調査してゐる。尙コレラ及ペストに付ては毎日發生の疑似症患者及其の月に於て疑似症患者の眞症と決定したる者を調査してゐる。コレラ、赤痢、腸チフス、バラチフス、チフテリア及流行性腦脊髄膜炎に付ては、毎月發見したる病原體保有者を調査してゐる。特殊疾患に關する調査としては、行旅病人表、娼妓健康診斷表及精神病者表等がある。その他、陸海、司法及文部等に在りても夫々軍人、在監人、傳染病研究所、帝國大學附屬病院に關する疾病統計がある。

諸外國の状況を見るに、英國に在りては十八世紀の初め頃、ラムゼーの唱導に依り、一部疾病統計の調査が始つた。傳染病に付ては一八七七年、ランカシャイアに於て、強制的に報告を徴することとなり、漸次他市町村に及び、一八八九

第一表 我國法定十種傳染病患者數、死亡者數及比例 (昭和八年)

病名	患者	死者	患者百に付死者の割合	人口一萬に付死者の割合
コレラ	—	—	—	—
赤痢(疫痢を含む)	38,051	14,220	27.37	2.1
腸チフス	38,529	7,229	18.76	1.1
パラチフス	5,305	361	6.80	0.1
痘瘡	375	56	14.93	0.0
發疹チフス	4	1	25.00	0.0
猩紅熱	12,628	406	3.22	0.1
ダフテリア	28,518	5,270	18.48	0.8
流行性腦脊髄膜炎	359	219	61.00	0.0
ペスト	—	—	—	—

年に始めて全國に及すに至つた。米國に在りても主として傳染病の調査に過ぎずして、一九一四年トラスク氏の調査に依る次の如き疾病に付て、調査しつゝある洲數を掲げたるものより見て、未だ充分なりとは云へない。

疾病 州數 疾病 州數 疾病 州數

痘瘡 四九 腸チフス 三五 流行性腦脊髄膜炎 二九

猩紅熱 四五 黄熱 三五 癩病 二八

ダフテリア 四六 パラチフス 三一 ハスト 二八

コレラ 四一 ミーブル 三一 結核 二九

其の後一九一六年六月疾病報告令が發布され、第一傳染病として三十六種、第二職業的の疾病及傷害として十三種、第三性病として二種、第四根源不明の疾病として二種を報告せしむることになつてゐる。

我國の傳染病に付患者數を見るに、腸チフス(三八、五二九人)、赤痢(三八、〇五一)及チフテリア(二八、五一八)の患者は頗る多數にして、發疹チフス(四人)最も少い。其の罹病したる場合の危険率を見るに、患者百に付最も危険なる疾病は、ペストであらうが、昭和八年には其の流行を見なかつたので不明である。一度該病に罹りたる際は、通例九割以上の死亡者を出してゐる。之に亞いでは流行性腦脊髄膜炎約六割の死亡歩合である。發疹チフスは僅かに一例で、

第二表 我國法定十種傳染病月別患者數及死亡者數 (昭和八年)

病名	總數	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
コレラ	患者數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
赤痢(疫痢を含む)	患者數	38,051	609	718	821	1,037	3,621	7,582	9,078	6,149	3,722	1,648	1,057
腸チフス	患者數	38,529	339	356	332	1,305	2,364	3,177	4,313	5,621	4,463	3,278	3,235
パラチフス	患者數	5,305	131	107	71	136	216	725	663	975	1,288	503	272
痘瘡	患者數	375	—	120	62	62	72	35	23	—	—	—	—
發疹チフス	患者數	4	—	—	—	1	1	—	—	—	1	—	—
猩紅熱	患者數	12,628	406	29	843	1,064	1,121	1,083	981	701	599	790	1,331
ダフテリア	患者數	28,518	543	2,766	3,324	2,736	2,527	1,924	1,379	993	1,409	2,412	3,008
流行性腦脊髄膜炎	患者數	359	219	11	22	36	42	40	35	22	47	29	22
ペスト	患者數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

標準とならないので省いた。而して何れの傳染病も、年々其の死亡危険を低めつゝある。更に之を各月別に觀察すれば、猩紅熱の如く四季を通じて大體變化なく、多量に流行するものあり、チフテリアの如く寒期流行するものもあるが、多くは赤痢、腸チフスの如く夏季より晩秋にかけて流行する。

各國主要傳染病に對する人口萬分比を見れば、墺地利及伊太利に於て痘瘡の死亡率高きは、種痘の充分行はれざる爲であらう。普魯西及墺地利に於けるチフテリアは甚だ致命的であり、伊太利では腸チフスの死亡率が高い。墺地利、佛蘭西、獨逸は結核死者の率高きも、伊太利に於ては左程でない。

第三表 各國傳染病死亡率 (人口萬に付)

國名	痘瘡	チフテリア	腸チフス	結核
日本	0.00	0.70	1.00	18.00
伊太利	3.86	6.08	7.49	13.61
佛蘭西	2.30	6.64	5.32	33.00
英克蘭威爾斯	0.11	1.74	1.90	16.09
愛耳蘭(自由國を除く)	0.01	0.76	2.33	21.15
獨逸	0.04	10.21	2.11	31.29
普魯西	0.03	14.17	2.26	28.06
墺地利	4.43	13.20	5.42	37.20
瑞西	0.06	3.53	1.47	21.07
白耳義	1.52	5.77	3.83	19.87
和蘭	0.02	1.45	2.50	19.21
瑞典	0.01	3.89	2.22	—
米國都市	0.30	1.80	0.40	10.40

生活の環境は健康に大なる關係を有するものであるが、就中職業は其の影響尠くない。次表は國際公衆保健法一九二一年第七卷に、ハンバートの掲載したもので、米國ブルーデンシヤル保險會社よりの材料に依つたものである。

獨逸の疾病保險加入者よりの統計に依れば、七、七二三、〇〇〇人中二、七五二、〇〇〇回の疾病ありて、一回平均一五・七日である。尙好景氣に於ける高賃銀の際には疾病少く、不景氣の低賃銀の際には疾病が多い。職業別の疾病統計は環境に依つて相違するので、之を判斷するには餘程の

第四表 職業及年齢階級別疾病の割合(米國ブルーデンシヤル保險會社調) (割合は各年齢階級百中)

病名	肺結核		其の他の呼吸器病		其の他の疾患		總數
	15—24歳	25—44歳	15—24歳	25—44歳	15—24歳	25—44歳	
職業							
パシ	24.4	35.0	7.8	14.1	67.8	50.9	100.0
馭者	34.5	40.5	8.9	10.7	56.6	48.8	100.0
印刷工	47.0	48.2	8.6	9.1	44.4	42.7	100.0
仕上工	50.0	65.0	10.0	15.0	40.0	20.0	100.0

第五表 年齢階級別疾病週數 (英國某會員に付)

年齢	一年に付各人の平均疾病週數	
	男	女
15—20	0.663	0.666
20—25	0.737	0.737
25—45	0.995	0.995
45—65	2.736	3.751
15—65	1.314	1.334

五%は永久勞働不能となつてゐる。英國マンチエスターの某會員の疾病統計に依れば、右の如くであるから、男女殆んど同一程度である、而して此の會員は約四十萬人より成る者の結果であるが、之を全英國に適用すれば、男九、六九二、五〇五週、女一〇、五九二、七六一週合計約二千萬週の損失となるわけである。

注意を要するが、最も恵まれざる職業は、瓦斯及ペンキ事業である。平均九日の疾病である。之に亞いでは製鐵、鎖線製造業にして七—八日である。疾病日數の最少なるは、下着及上衣製造業で平均一・六日である。

又傷害保險の統計より見るに、獨逸一八九二年加入者一八、〇一四、二八〇人中二三六、二六五人の傷害があつた。平均千人に付一三・一回である。右の中一〇・六%は死亡し、

其の二 社會的人口動態論

第六章 社會的人口動態調査の概念

第一節 社會的人口動態調査の重要性

惟ふに近時文化の進運は、交通機關の發達を促し、洋の東西を通じて國際間に於ける人口の移動は、日を逐ひ月を開するにつれて、益々頻繁となりつゝある。之を我國に付て見ると、國運の隆盛は其の版圖を擴大し、北に樺太、西に朝鮮を有し、新たに遠く南洋群島を加へ、是等の外地人の渡來するもの漸く多く、就中朝鮮よりは其の來る者、日に急増する傾向がある。更に外國人の東洋に來る者は、其の目的が商業たると觀光たるとを問はず、相當の數に昇り、外國使臣の交換は國際間に於ける親交の度を加ふるに従つて、其の國人の出入する者、一層頻繁なる状態である。斯かるが故に來往住居の社會的人口動態調査を爲すは、一つは國際關係上、一つは内外人の同化の程度を知る上に、最も重要な事柄である。茲に於てか歐米諸國に於ては、夙に其の必要を認め、此の種の調査を實施しつゝある。

カールプユツヘルは曰ふ、人種は全體として見れば、其の發展の經過中に於て、地表面に平均に略々定住したるものなること、即ち放浪及住居の移動を爲すことの少くなりたること、是認せらるゝ場合には、同時に尙人類移住なる事態は

今日に於ても、正しく人類進歩の重大なる且つ變革を導くべき先驅運動なりと推定し得る。此の事實は凡ゆる國民の歴史的初期の暗黒及半開の時代より、最近に至る迄も持續してゐる。少くとも米國、濠洲、阿弗利加等は現社會の下に於て、集合的移住者の群集が、全然新たなる國民となつたのである。實に往時ゲルマン族が移住の結果、ローマ帝國を建設してゐる。又亞細亞にも同様の移住が行はれた。地表の人種及移住を構成する一動因は移住である。亞いで別種の移住が米大陸發見と共に行はれた。又印度、喜望峰附近にも行はれた。之を殖民と稱へる。其の結果米大陸に、濠洲に、南阿方面に歐羅巴文明を植ゑ付け、全世界至る所に歐洲の勢力を擴張することゝなつた。此の殖民的行動は國家庇護の下に企てられ、遂に該地は母國に對し、殖民地の關係を結んだ。其の後英國、西班牙に反抗し、獨立國を建設したわけである。それ故に近代式移民は個人的行動であつて、團體的ではない。其の目的は鬭争に依り、又は殖民に依り、母國の勢力を扶植するにあらずして、唯單に個人的移住に依り、經濟的、社會的状态をよりよくするにある。此のことは何等重大なる意義を有しないが、個人的行動の自由、交通機關の發達、旅行趣味は、やがて大多數の者を知らず識らずの間に、容易に住所を變更せしむる。其の結果人口を失ふ地方及人口を吸收する地方の人口量に、相當の影響を及す。他國に於て家庭を求め、異なる國語、異なる風俗、習慣及思想の下に生活するから、異人種相互間に種々なる社會問題を提起する。人口量のみならず全社會的、經濟的發展に大なる關係を有する。

一國より他國に移る移民の外に、一國內の居所變更がある。田舎より都會へ集中するは、其の適例である。是はやがて農村の人口過少を來し、都會生活を不安ならしめ、貧民、人口過剩、失業、放縱、乞食等、社會的災害の動因を作る。之れ近代生活の特徴である。本章の目的は是等の動きに對する統計を提供し、其の内容と數量とを明かにするにある。

第二節 社會的人口動態調査の沿革

昔時の狀況に關しては詳かならざるも、獨逸に在つては關稅同盟統計完成委員會に於て、婚姻、出生及死亡統計に關する評議の際に、入國及出國者に付、調査すべき議論を経て、一八七一年十二月七日獨逸帝國聯邦議會の決議となり、海外渡航移動に關する調査を開始するに至つた。右は一八九八年十二月九日正規の規定を發布する動因となつた。又外國人の追放に關する統計は、一八七九年より其の罪名別に發表してゐる。國籍の獲得及喪失に關しては、一八七二年より法律に基き調査してゐる。されど一八八七年十二月九日之を廢止した。其の理由は交通自由にして頻繁なる今日、正確なる調査は到底望み難い。偽りの報告を發表するよりも、寧ろ之を廢止するに如かずとのことであつた。現今に於ては獨逸よりの海外渡航者に關する統計は、獨逸港灣及アントワープ、ロッテルダム、アムステルダムの港灣より、大西洋彼岸に渡航する者に付て調査してゐる。

我國に於ては遠き昔崇神天皇の御代に百濟との交通頻繁となり、歸化人相當多く内地人との混交繁かりしとき、歸化人の調査をしたことがある。されど殆んど明治に至るまでは鎖國主義を取りたる爲、往來盛んならずして、特筆すべき調査もなかつた。明治時代に至り、外務省に外國旅券下附數、返納數調及海外在留本邦人の調査がある。在外邦人調査は毎年十月一日現在に依つて、海外公館の手に依り、其の地に在留する本邦人を調査してゐる。又内務省は明治三十二年より、本邦在留外國人調査を行つてゐる。之れとても其の統計を得るが目的にあらざして、正確なる調査とは云ひ難い。遞信省に於ては遠洋航路補助法中に、旅客各等級員數乗船地下航地別統計表を作成報告することを規定してゐる。又大藏省に於ては各稅關に命じて、各出入船舶より船客名簿を提出せしめ、國籍別上陸乗船人員を調査してゐる。

第七章 社會的人口動態調査の方法論

第一節 社會的人口動態調査の客體

社會的人口動態調査の觀察目的は、來住往住者であることは勿論なれど、其の範圍に付ては、各國其の意義を異にしてゐる。和蘭、白耳義の如きは移住の動機、期間の長短を問はず、單に其の住所を變更したる者を調査してゐる。又英吉利の如きは一ヶ年以上其の住所を離去する者を調査する。洪牙利、芬蘭の如きは外國旅行券の下附を請求したる者を調査する。亞爾然丁、ブラジルの如きは海路に依り同國を出入する三等船客のみを調査する。伊太利は自活の道を需むる爲、外國に行く者を調査する。露西亞は國境を出入する者を調査する。皆夫々の特徴を有してゐる。

仍つて以上を分割すれば、國內移住と國際移住とに分つことが出来る。此の兩者を含めたるものを調査の客體とする最も廣義のものと、國境を出入する所謂國際移住者を客體とする中間のものと、更に之を狭めて利得の目的又は生計を立つる目的を以て、國境を出づる最も狹義のものとある。最後のものを吾々は移民と稱してゐる。

第二節 社會的人口動態調査の種類

社會的移動として考へらるゝ第一の區分は、國內移動と國際移動とである。苟くも住所を變更する以上、社會的移動の一單位ではあるが、之が同村内同國內である場合と、距離の遠近を問はず他國である場合とは、非常なる相違を有す

る。

されど又全く別の見地より、一層重要な区分は、**一時的の移動と永續的の移動**とである。一時的移動を調査することも勿論必要ではあるけれども、人口全體の増減を觀察する上に於て特に重きを爲すは、永續的移動である。併しながら兩者の区分を爲すこと困難である。之を正確に調査することは甚だ容易でない。性質此の如きものであるから、今日一般に不完全なるは止むを得ない。

第三節 社會的人口動態調査の方法

寄留法に依る方法 殊に國內移動に付ては、其の方法最も困難であり、而も最も頻繁に行はるゝ所である。我國に於ては大正三年に寄留法を發布して、九十日以上本籍以外に於て、一定の場所に、住所又は居所を有する者は、寄留者と見做して、其の寄留に付ての出入届出でを爲さしむることを、法律に依つて規定してゐる。我國の外白耳義、獨逸等にも之に類似の法律が存するけれども、其の成績は豫期に添はざる憾がある。現に我國に於て大正七年まで人口靜態調査の際に、各市町村毎に本籍人口を調査すると同時に、其の市町村に届出でられたる入寄留者及出寄留者を調査して、出入者を加除して、其の市町村に於ける常住人口を算出して居つたが、全國的に見れば、少くとも外國に行きたる者だけ、出寄留者が入寄留者より多かるべき筈の處、常に入寄留者の方が約二百萬人位超過してゐる。之れ明かに一人の者が二人以上に計上され出入寄留届出での不完全に歸し得られる。又國際移動に付ても本國人の出入は、寄留法に依り規定上捉へられても、外國人、外地人の出入に付ては、不完全である。殊に觀光團の如き一時的出入に付ては、全く不可能である。

國境に於て出入者を調査する方法 國境を出入するに、海路に依る場合と陸路又は空路に依る場合とある。海路に依る

場合は港灣を出入する船舶に付て、其の所屬汽船會社と協力して、船客名簿を基礎として調査すれば、比較的容易である。又空路の場合も其の機會稀なると人員少きとに依つて、比較的正確なる結果を得る。最も困難なるは、陸路に依る場合である。我國の如く四面海を廻らす場合には、勢ひ海路に依らざるべからざるも、大河高峯の境もなく、唯平坦なる原野に依る國境の場合には、自由に通過して頗る困難である。されど多くの場合には鐵道を利用するので、國境の各驛に於て調査してゐる。

加奈陀、米國、玖馬、ブラジル、亞爾然丁、ウルグアイ、南阿聯邦、濠洲、英吉利、獨逸等何れも此の方法に依つてゐる。

旅行券下附に依る調査 外國に渡航する場合及外國より入國する場合には、旅行者は旅行券の携帯を必要とする。従つて旅行前に旅行券の下附を請求するから、之に依る調査は比較的容易である。されど旅行券の下附を受けたる者にして、旅程を變更することがある。又旅行を抛棄することもある。又旅行券有効期間内に數回の旅行を試むる場合があるから、正確に出入者を調査することは相當困難である。國境を通過する場合に於て、旅行券を必要とせざる國もあつて、益々其の正確の度を低下せしむる。伊太利、洪牙利、芬蘭、葡萄牙は此の方法に依つてゐる。

人口登録簿に依る調査 完備せる人口登録に依り、狭小なる地域の調査なれば、或は可能ならんも、今日の如く交通機關が完備し、人口移動烈しく、轉々として日々の義務に追はれる場合には、到底其の移動は登録するの暇を有しない。特に住所を隠蔽するものあり、届出で履行の困難なる労働者等ありて正確を期し難い。和蘭、白耳義は此の方法を採用してゐる。

警察署の調査 佛蘭西に於ては外人の入國する場合、警察署に届出づべきことになつてゐる。之れ亦机上の論たるを免

れない。

間接法として人口調査に依る調査 以上は何れも直接法に屬し、移動ありたる場合に、其の單位を直接捉へて調査したのである。されど何れも大なる缺點を有し、正確なる結果を得難い。仍つて間接法の生じたる所以である。此の中で前後二回の人口調査の結果を基として、其の間の出生、死亡を加除して、總結果の出入差額を推算する。されど毎年の出入數不明である上に、入りたる者及出でたる者各數不明である。仍つて近來は人口調査の事項中に出生地を入れ、現在地と出生地との關係よりして、人口移動の流動の量及方向を知ることゝ努めてゐる。之れとても其の中間に於て諸處轉々したる狀況は不明にして、歴史的に出入の一部の結果を知るに過ぎない。

其の他の方法 外國人に對して附與する歸化件數より、出入者を推算せんとする方法もあるが、全外人が必ずしも歸化するものではない。又瑞典の如く牧師の管理する人名簿より、出入者を調査する方法もある。瑞西には専門の移民調査員があつて、一定の様式を配布し出入者に申告せしめる方法もある。

第八章 社會的人口動態調査の結果の説明

第一節 移出民

第一表 移出國各期移民

移出國	1932年	1931年	1922年
日本	19,033	10,384	12,879
英	26,988	34,310	174,096
伊	24,754	40,785	128,529
西	14,309	41,390	64,119
獨	10,325	13,644	36,527
波蘭	9,667	11,770	38,516
葡	6,080	6,033	29,037
荷	2,454	4,808	6,086
ス	1,571	1,296	14,343
ラ	1,318	719	927
グ	1,303	2,557	16,812
イ	1,301	1,707	29,037
ア	1,233	1,323	10,579
キ	1,000	1,800	1,800
義	811	1,462	2,600
亞西利西國	768	1,186	4,094
抹典威爾蘭利	647	1,165	8,985
牙	436	825	4,627
瑞	173	333	5,715
芬	155	365	2,153
和	—	1,456	1,500
洪	—	—	—

第八章 社會的人口動態調査の結果の説明

移民を出す國は亞細亞の日、支を除いては、主として歐洲の諸國である。嘗て十年前頃までは、何れの移民國に在りても、相當量の移民を海外に送り出してゐたが、近來各國とも移民制限令を敷き、他國よりの流入を防ぎつゝある爲に、急激に其の量を減じ、第一位を占むる英國に在りても、一九三二年には僅かに二萬七千人を出すに過ぎない。之に亞いで多きは伊太利の二萬五千、我國の一萬九千、西班牙の一萬四千、獨逸の一萬等である。

第二節 移入民

移民を受け入るゝ國は主として米大陸である。嘗

ては米國の如き三十萬以上の移民を年々入國せしめてゐるが、近年各國とも鎖國に近い制限を設くるに至つて、頗る移民の數も減じ、米國は年々僅かに三萬五、六千人の移民に過ぎずして、第二位に在り。第一位は亞爾然丁の三萬七、八千である。其他ブラジルの三萬一千。加奈陀の二萬五、六千等移民の多き地方である。

第三節 我國の移民其他

昭和七年中に於て内地から海外諸國に移民として渡航を許可された者は一萬九千三百十三人であつて、それを國別にすれば、ブラジルに移民したる者最も多く、其の數實に一萬五千九十二人、全體の約八割を占めてゐる。之に亞いではソヴェト聯邦への一千九十六人、比律賓群島への七百四十七人、蘭領東印度への五百三十三人等が主なるものである。嘗て甚だ多かりし米國への移民は、昨今殆んど其の跡を絶ち、布哇亦同様である。

最近ブラジルに於ても制限令を設けたとのことであるから、今後は日本全國舉げて滿洲國方面に流入することであらうが、未だ充分な統計が發表されてゐない。

此の移民の内で農業に従事する爲、渡航する者最も多く、一萬三千人ある。之に亞いでは一定の職業を申告せず無業として行く者三千五百人、鑛業労働者千人等が主なるものである。

第二表 移入國各期移民

移入國	1932年	1931年	1922年
亞爾然丁	37,626	64,922	129,263
北米合衆國	35,576	97,139	309,556
加奈陀	25,752	88,223	89,999
ブラジル	—	31,410	66,967

第三表 我國各期移民

國・地方	昭和七年	同六年	大正十一年
總數	19,033	10,384	12,879
アラビヤ	15,092	5,565	986
ソヴェト聯邦	1,096	1,238	3,249
比律賓群島	747	1,109	189
蘭領東印度	533	447	90
秘魯海峽殖民地	369	299	202
英領北婆羅洲	356	549	171
亞爾然丁	239	362	52
墨西哥	149	283	77
加奈陀	98	106	1,022
南洋洲	92	34	228
英領印	83	106	9
英領北婆羅洲	64	58	11
英領香港	46	62	35
ボリヴィア	15	11	—
智利	8	20	—
パナマ	7	63	—
佛領印度支那	7	15	6
佛領ニューカレドニア	6	18	—
暹羅	5	10	—
英領トンガ	2	5	—
ウルグアイ	2	1	—
英領フィジー	2	1	—
玖馬	1	6	—
ヴェネズエラ	—	5	—
コロンビア	—	2	—
英領ニューギニア	—	2	—
英領東アフリカ	—	2	—
北米合衆國	—	—	3,558
布哇	—	—	2,960
其他	14	5	34

第四表 我國職業別移民 (昭和七年)

職業	數
總數	19,033
農業及農業労働者	13,068
工業及工業労働者	103
鑛業及鑛業労働者	1,051
漁業及漁業労働者	379
通信及運輸業及同労働者	8
商業及商業労働者	685
僕婢料理人其他家事使用人	82
日傭業及其他の有業者	139
自由業	26
無職業	3,492

第五表 我國年齢別移民 (昭和七年)

年齢	數
總數	19,033
5歳未満	2,556
20歳	6,912
30歳	4,363
50歳	4,433
50歳以上	769

及三〇—四〇歳の者である。海外在留内地人我國内地人の海外渡航の結果在留する者は、昭和六

第七表 在外本邦人職業別 (昭和五年)

職業及 洲	總數		農 業		水 産 業			
	男	女	男	女	男	女		
總 數	506,422	294,360	212,062	81,540	19,464	7,441	92	
亞 細 亞 洲	108,427	64,788	43,644	8,140	244	2,762	21	
歐 羅 巴 洲	3,433	2,488	945	10	—	1	—	
北亞米利加洲	127,234	76,826	50,408	22,177	2,199	2,611	51	
南亞米利加洲	142,403	81,314	61,089	37,385	14,334	122	1	
阿弗利加洲	69	42	27	—	—	—	—	
太 洋 洲	124,856	68,907	55,949	13,828	2,687	1,945	19	
職業及 洲	礦 業		工 業		商 業		交 通 業	
	男	女	男	女	男	女	男	女
總 數	1,712	6	29,288	2,879	40,409	8,652	8,457	110
亞 細 亞 洲	902	3	9,121	563	12,888	3,666	3,586	48
歐 羅 巴 洲	3	—	89	2	265	5	273	1
北亞米利加洲	696	1	7,491	586	13,116	2,229	1,744	7
南亞米利加洲	14	—	2,780	245	8,429	926	479	7
阿弗利加洲	—	—	1	—	15	—	—	—
太 洋 洲	97	2	9,806	1,483	5,696	1,826	2,375	47
職業及 洲	公務自由業		家事使用人		其の他の有業者		無 職 業	
	男	女	男	女	男	女	男	女
總 數	16,439	3,008	2,330	3,300	4,341	442	102,403	174,109
亞 細 亞 洲	9,983	1,551	26	1,228	574	38	16,801	36,282
歐 羅 巴 洲	1,336	51	6	41	6	2	499	843
北亞米利加洲	2,329	471	1,614	377	1,267	109	23,781	44,378
南亞米利加洲	602	62	216	161	376	20	30,911	45,333
阿弗利加洲	20	1	—	2	—	—	6	24
太 洋 洲	2,169	872	468	1,491	2,118	273	30,405	47,249

第八章 社會的人口動態調查の結果の説明

第六表 在外本邦人國別 (昭和六年)

洲・國・地方	人口	洲・國・地方	人口
總 數	635,227	葡 萄 牙	6
亞 細 亞 洲	205,777	牙 本 國	14
極 東 洲	2,101	荷 蘭	24
滿 洲 洲	112,735	瑞 士	39
中 國	53,632	芬 蘭	3
香港總領事館管內	1,801	威 他 羅 國	—
暹羅總領事館管內	309	北 亞 利 加 洲	131,152
印度支那總領事館管內	307	米 國	103,996
英領新嘉坡領事館管內	1,394	北 美 洲	20,156
新 加 坡	7,007	墨 西 哥	5,930
比 律 賓	21	巴 拿 馬	306
菲律賓	6,775	南 美 洲	764
菲律賓	19,695	南 美 洲	146,678
菲律賓	3,696	南 美 洲	119,740
菲律賓	1,533	南 美 洲	—
獨 佛 白 西 和	573	亞 爾 巴 尼 亞	4,846
蘭 耳 班	962	瑞 士	29
西 義 牙 蘭	68	秘 魯	12
瑞 伊 埃 洪 羅	31	秘 魯	20,650
瑞 伊 埃 洪 羅	35	秘 魯	628
瑞 伊 埃 洪 羅	140	智 利	629
瑞 伊 埃 洪 羅	83	智 利	132
瑞 伊 埃 洪 羅	47	智 利	12
瑞 伊 埃 洪 羅	2	智 利	104
瑞 伊 埃 洪 羅	13	智 利	24
瑞 伊 埃 洪 羅	12	智 利	51
瑞 伊 埃 洪 羅	16	智 利	22
瑞 伊 埃 洪 羅	1	智 利	7
瑞 伊 埃 洪 羅	80	智 利	147,820
瑞 伊 埃 洪 羅	14	智 利	3,525
瑞 伊 埃 洪 羅	—	智 利	144,295

第三編 人口變動論

年十月一日現在の調査に於て
 男三六一、四五〇人、女二七
 三、七七七人、計六三五、二
 二七人ある。それを洲別にす
 れば、亞細亞洲に在る者二〇
 五、七七七人最も多く、大洋
 洲の一四七、八二〇人、南
 米の一四六、六七八人、北米
 の一三一、一五二人の順であ
 る。
 更に國別にすれば、布哇の
 一四四、二九五人最も多く、
 ブラジルの一一九、七四〇人、
 滿洲國の一一二、七三五人、
 北米合衆國の一〇三、九九六
 人、中國の五三、六三二人等
 である。

第九表 我國外國旅行券下附人員 (昭和七年)

總數	數		公用		修學		農		業		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
30,757	19,941	10,816	742	182	236	39	9,408	7,143			
商		業		漁		業		視		察	
男		女		男		女		男		女	
3,953		1,428		487		38		2,308		783	
其他		の		其		の		其		の	
1,203		2,757		783		2,308		38		487	

第八章 社會的人口動態調査の結果の說明

第十表 我國國籍變更 (昭和七年)

國籍取得	國籍回復		國籍離脱	
	男	女	男	女
結婚	3	1	21	31
養子縁組	1	3	4	5
歸化	5	4	1,161	380

人の一、〇四〇人等特に多い方である。
 職業別にすれば無職業が最も多くて、一一、五三五人、商業一〇、〇三〇人、公務自由業二、三八〇人、鑛工業一、二九人、學生生徒一、〇六七人、交通業一〇九人、漁業七人、農林業四人等が主なる者である。
 外國旅券下附數 昭和七年に於て外國旅券を下附した數は三〇、七五七人で、前年に比すれば若干増加してゐるが、大正七、八年に較ぶれば約半減してゐる。之を目的に依つて分てば、農業が最も多く、商業、視察等の順である。農業はブラジル、比律賓、政馬へ、視察及商業は歐米へ、漁業は濠洲へ出る者である。
 國籍變更 國籍變更としては、國籍取得、國籍回復、國籍離脱の三つに大別し得る。而して此の外國籍取得の場合として、棄兒、無國籍人の子、日本人の妻となりたるとき、日本人たる父又は母に依つて

第八表 我内地在留外國人國籍別 (昭和七年)

國籍	人口	國籍	人口
德國	26,885	西逸利	225
中滿	17,819	地牙	1,040
滿洲	66	比	38
海峽	17	比	21
洲	8	比	3
民	79	比	33
賓	11	比	8
度	1	比	4
印	237	比	9
尼	9	比	5
美	28	比	10
古	4	比	1
邦	27	比	1
聯	4	比	227
南	1,537	比	2,015
加	38	比	16
北	11	比	1
墨	4	比	2
ホ	12	比	2
バ	13	比	4
グ	80	比	2
ア	17	比	12
コ	81	比	1
ロ	1,969	比	7
シ	110	比	10
ア	39	比	6
ラ	16	比	2
ブ	462	比	39
コ	85	比	3
ア	171	比	2
シ	132	比	2
ア		比	
ラ		比	
ブ		比	
コ		比	
ア		比	
シ		比	
ア		比	
ラ		比	
ブ		比	
コ		比	
ア		比	
シ		比	
ア		比	
ラ		比	
ブ		比	
コ		比	
ア		比	
シ		比	
ア		比	
ラ		比	
ブ		比	
コ		比	
ア		比	
シ		比	
ア		比	
ラ		比	
ブ		比	
コ		比	
ア		比	
シ		比	
ア		比	
ラ		比	
ブ		比	
コ		比	
ア		比	
シ		比	
ア		比	
ラ		比	
ブ		比	
コ		比	
ア		比	
シ		比	
ア		比	
ラ		比	
ブ		比	
コ		比	
ア		比	
シ		比	
ア		比	
ラ		比	
ブ		比	
コ		比	
ア		比	
シ		比	
ア		比	
ラ		比	
ブ		比	
コ		比	
ア		比	
シ		比	
ア		比	
ラ		比	
ブ		比	
コ		比	
ア		比	
シ		比	
ア		比	
ラ		比	
ブ		比	
コ		比	
ア		比	
シ		比	
ア		比	
ラ		比	
ブ		比	
コ		比	
ア		比	
シ		比	
ア		比	
ラ		比	
ブ		比	
コ		比	
ア		比	
シ		比	
ア		比	
ラ		比	
ブ		比	
コ		比	
ア		比	
シ		比	
ア		比	
ラ		比	
ブ		比	
コ		比	
ア		比	
シ		比	
ア		比	
ラ		比	
ブ		比	
コ		比	
ア		比	
シ		比	
ア		比	
ラ		比	
ブ		比	
コ		比	
ア		比	
シ		比	
ア		比	
ラ		比	
ブ		比	
コ		比	
ア		比	
シ		比	
ア		比	
ラ		比	
ブ		比	
コ		比	
ア		比	
シ		比	
ア		比	
ラ		比	
ブ		比	
コ		比	
ア		比	
シ		比	
ア		比	
ラ		比	
ブ		比	
コ		比	
ア		比	
シ		比	
ア		比	
ラ		比	
ブ		比	
コ		比	
ア		比	
シ		比	
ア		比	
ラ		比	
ブ		比	
コ		比	
ア		比	
シ		比	
ア		比	
ラ		比	
ブ		比	
コ		比	
ア		比	
シ		比	
ア		比	
ラ		比	
ブ		比	
コ		比	
ア		比	
シ		比	
ア		比	
ラ		比	
ブ		比	
コ		比	
ア		比	
シ		比	
ア		比	
ラ		比	
ブ		比	
コ		比	
ア		比	
シ		比	
ア		比	
ラ		比	
ブ		比	
コ		比	
ア		比	
シ		比	
ア		比	
ラ		比	
ブ		比	
コ		比	
ア		比	
シ		比	
ア		比	
ラ		比	
ブ		比	
コ		比	
ア		比	
シ		比	
ア		比	
ラ		比	
ブ		比	
コ		比	
ア		比	
シ		比	
ア		比	
ラ		比	
ブ		比	
コ		比	
ア		比	
シ		比	
ア		比	
ラ		比	
ブ		比	
コ		比	
ア		比	
シ		比	
ア		比	
ラ		比	
ブ		比	
コ		比	
ア		比	
シ		比	
ア		比	
ラ		比	
ブ		比	
コ		比	
ア		比	
シ		比	
ア		比	
ラ		比	
ブ		比	
コ		比	
ア		比	
シ		比	
ア		比	
ラ		比	
ブ		比	
コ		比	
ア		比	
シ		比	
ア		比	
ラ		比	
ブ		比	
コ		比	
ア		比	
シ		比	
ア		比	
ラ		比	
ブ		比	
コ		比	
ア		比	
シ		比	
ア		比	
ラ		比	
ブ		比	
コ		比	
ア		比	
シ		比	
ア		比	
ラ		比	
ブ		比	
コ		比	
ア		比	
シ		比	
ア		比	
ラ		比	
ブ		比	
コ		比	
ア		比	
シ		比	
ア		比	
ラ		比	
ブ		比	
コ		比	
ア		比	
シ		比	
ア		比	
ラ		比	
ブ		比	
コ		比	
ア		比	
シ		比	
ア		比	
ラ		比	
ブ		比	
コ		比	
ア		比	
シ		比	
ア		比	
ラ		比	
ブ		比	
コ		比	
ア		比	
シ		比	
ア		比	
ラ		比	
ブ		比	
コ		比	
ア		比	
シ		比	
ア		比	
ラ		比	
ブ		比	
コ		比	
ア		比	
シ		比	
ア		比	
ラ		比	
ブ		比	
コ		比	
ア		比	
シ		比	
ア		比	
ラ		比	
ブ		比	
コ		比	
ア		比	
シ		比	
ア		比	
ラ		比	
ブ		比	
コ		比	
ア			

人口統計論

(卷三第集全學計統)

錢拾八圓貳金價定

有 所 權 版

10.3.16

刷印日六十月三年十和昭
行發日廿月三年十和昭

樹 數 森 著 者

清 本 山 所 行 發

地番二目丁一町挽木區橋京市京東

潔 島 君 者 刷 印

地番八〇一町堅久區川石小市京東

社 會 式 株 刷 印 同 共 所 刷 印

地番八〇一町堅久區川石小市京東

社 版 出 洋 東 所 行 發

地番二目丁一町挽木區橋京市京東

番三四八四六京東替振
番三〇七一(56)橋京話電

認知されたとき、國籍喪失の場合として、外國人の妻になりたるとき、離縁又は離婚、日本人たる子が、認知に依り外國の國籍を取得したるとき、外國へ歸化したとき等があるけれども、是等の各項に付ては調査がない。
右表に依れば取得數十六人、回復數五五人、離脱數一、五四一人である。

(冊各價定) 容内總集全學計統

著三 虎川 蟻 <small>學大國帝都京助 授教</small>	論 總 學 計 統	卷 一 第
著助之金倉小 <small>長所究研見沙 士博學理</small>	學 計 統 理 數	卷 二 第
著樹 數 森 <small>局計統閣内統 官計</small>	論 計 統 口 人	卷 三 第
著一 亮 安 友 <small>局計統閣内統 官計</small>	論 計 統 業 職	卷 四 第
著二 健 如 長 <small>官計統有林農</small>	論 計 統 業 產	卷 五 第
著三 優 田 森 <small>業商等高級橫 授教校學</small>	際實と論理の數指價物	卷 六 第
著郎知伊山中 <small>學大科商京東助 授教</small>	論 計 統 業 失	卷 七 第
著一 良 谷 水 <small>局計統閣内書 官記</small>	論 計 統 働 勞	卷 八 第
著雄正橋高 <small>學大國帝州九助 授教</small>	論計統測觀氣景	卷 九 第
著己廣澤有 <small>學大國帝京東助 授教</small>	論 查 調 計 家	卷 十 第
規 文 崎 岡 <small>業商等高級 授教校學</small>	論 查 調 勢 國	卷 一 十 第
著長 友 川 中 <small>局計統閣内統 官計</small>	計統得所民國及計統富國	卷 二 十 第
著一 驥 間 猪 <small>政市京東 會查調</small>	際實と論理の表圖計統	卷 三 十 第
共 作 友 田 藤 <small>局計統閣内統 官計</small> 著 義 親 山 華	論 料 資 計 統	卷 四 十 第

地番二目丁一町掘木區橋京市京東

行發社版出洋東

(番三四八四六京東替振)
(番三〇七一橋京話電)

601
38

601
38

